

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、北部水みらいセンターに設置されている汚泥処理電気棟コンデンサ設備、水処理砂ろ過棟原水ポンプ用インバータ設備及び送泥ポンプ場受変電設備が経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備は、いわゆる汎用機器ではなく、北部水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社明電舎関西支社から補修・保守点検業務を業務移管された株式会社明電エンジニアリング大阪営業所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

よって、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略します。